

資料 5

2001年9月11日（中日新聞）

医療救済センター
弁護士有志が設立
医療ミス、葉書などの
被害者を第三者機関によ
つて救済しようとする「医療
士有志らが十一日、名古
屋市東区の医療事故情報
センター内に「医療被害
防止・救済システムの実
現をめざす会」(仮称)
準備室を設置する。
医療過誤をめぐっては
訴訟が長期化するなどの
課題があり、医療被害問
題に取り組んできた弁護
士や医師らは、被害者を
速やかに救済する「医療
被書防止・救済センター」
の設立が必要と判断。
構想では、同センター一
で被害者の相談に応じて
独自に調査し補償する。
国の補助金や医療機関か
らの拠出金での運営を予
定、特殊法人化して二〇
〇七年の発足を目指す。

「めざす会」はセンター一
設立に向けて活動する
が、まず準備室で広報活

動を進めて賛同者を募る予定。こうした救済システムの準備室設置は全國でも初めてという。代表の愛知大法学部教授で弁護士の加藤良夫さんは「医療過誤訴訟は長期間化するし、泣き寝入りする人も多い。過ちから学び、再発防止を図るシステムをつくる必要がある」と話している。

問い合わせは同準備室
電052-951-8110へ。

資料 6

2001年9月11日（讀売新聞）

「過失」後回し まず補償
名古屋の医療事故救済機関構想
弁護士ら

医療事故に遭った患者や家族らに、医療側の過失の有無に關係なく補償をする機関の設立に向けて活動している加藤良夫弁護士（愛知大学法学部教授）らがきょう十一日、「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会」（仮称）準備室を名古屋市内に開設する。

加藤弁護士らは一九九二年、被害者救済を図る第三者機関の「医療被害防止・救済センター」設立構想を提倡。同センターは、患者らの相談・委任を受けて専実を調査し、治療内容と患者の状態に因果関係があるば、医師や病院の過失の有無にかかわらず補償する。

資料 7

2001年9月11日（朝日新聞）

全国各地で後を絶たない医療事故の被患者を救済しようと、名古屋の弁護士らが11日、「医療被

害防止・救済センター」へ、センターが被害者や遺族に「補償金」を支払う。事故から得た教訓を医療現場に生かすシステム

ムをつくるのが狙い。07
年の設立目標に、全国
的に発起人を募る。
医療過誤訴訟の被害者
側の弁護士らでつくる

患者に補償 情報収集し再発防止

「センター」設立 名古屋に準備室

「医療事故情報センター」（名古屋市）の加藤良夫弁護士が、有志に協力を呼びかけた。医療過誤訴訟は一般的に、医師の過失の立証が難しく、内容も専門的で解決に時間がかかる。加藤弁護士は「これからは訴訟よりも救済のシステムをつくるべきだ」と訴える。構想によると、センターやは法律に基づく特殊法人として設立。被害者の相談を受けるとともに、救済すべきだと判断した場合は3カ月以内に補償金を支払う。財源は医療機関の拠出金や自治体の補助金で賄う計画だ。

一方、医療機関側には事故の報告を求め、過失が著しい場合には被害者が代わって損害賠償を求める。集めた事故情報はインターネットなどで公開し、再発防止に役立てる考えだ。

05年をめどに活動母体を設立し、07年にはセンター設立のための法案成市東区泉一丁目の医療事故情報センター内に設置。問い合わせは052・951-8810へ。

手術などで事故に遭った患者や遺族に医療機関の過失の有無に関係なく、一定の補償を行う第三者機関を作る構想が反響を呼んでいる。医療事故の訴えが増えている中、解決まで長期間かかる裁判とは別の早期救済システムを作る」といは医療関係者からも問い合わせが寄せられ、ジャーナリストの柳田邦男さんなども発起人に加わった。

「医療被害防止・救済セン

ター」構想を進めていくのは、

愛知大学法学部教授で医療過

誤訴訟に取り組んできた弁護

士の加藤良夫さんら。先月中旬、名古屋市内に構想を実現するための準備室をオープンさせ、二〇〇七年の救済センター開設を目指し活動を始めた。

構想では、センターは一定の調査権限を持つ公的な第三者機関とし、患者などから相談・委任を受けて、スタッフの専門医が事実を調査する。

治療内容と患者の状態に因果関係があれば、医師や病院の過失の有無にかかわらず、補償する点が大きな特徴。過失が明らかなケースは、センターが患者に代わって病院や医師に賠償請求する。

センターの必要性について、加藤さんは「医療過誤訴訟は増えているが、解決まで

家庭とくらし



医療被害 早期救済へ

公的機関を構想

専門医が事実を調査

賠償請求を代行も

因果関係あれば補償

長い時間がかかり、その間、患者や遺族は精神的にも経済的にも大きな困難を抱える」と最高裁によると、患者など

期間が三十五・八か月と、一般的の民事訴訟(平均十九・七か月)に比べ、長くなつており、事故に遭った患者の早期救済が裁判では難し

めた勝訴率は46・8%と高かつたが、例年は30・40%にして欲しい」という声だけではなく、医療関係者からもシステムの内容をもっと詳しく知りと指摘する。

言い渡されるまでの平均審理期間が三十五・八か月と、一般の民事訴訟(平均十九・七か月)に比べ、長くなつており、事故に遭った患者の早期救済が裁判では難しく、構想に賛同した医療関係者や被害者など約五十人から、活動に参加したいとの申し出があった。また、発起人に加わったジャーナリストの柳田邦男さんは「今まで後手に回っていた

弁護士らが準備室、国と交渉へ

が医療機関や医師らを相手取った医療過誤訴訟件数は、

とりづ增加を続け、昨年は七百六十七件と過去最高となつた。原告の訴えが一部でも認

めた。「医療被害防止・救済センターの設立に向けて、名古屋市内にオープンした準備室

いじじがうかがえる。

準備室ではこれまでホームページ

ページ(<http://homepage.ge2.nifty.com/pcmv/>)

た医療被害者の早期救済を、市民の提案で行おうという

ことは意義深い」と話している。

ただ、年間で五百億一千億円程度はかかると見られる補償金の財源などの問題もある。

連載]統 アメリカ医療の光と影 第7回

医療過誤訴訟に代わる制度

李 啓充 医師／作家(在ボストン)

(2492号よりつづく)

再発防止に結びつかない医療過誤訴訟

5回にわたって、医療過誤の被害が過誤訴訟によってしか救済されない制度の愚を論じてきた。

医療過誤の被害が損害賠償訴訟を起こすことによってしか救済されない制度の愚の第1は、この制度が医療過誤の再発防止に何ら寄与しないということである。訴訟制度の目的は「なされた害に対する賠償をすべきか否か」を決定することにあり、過誤を巡る事実関係については、いかにして類似の過誤の再発防止をめざすかという観点とは無縁のところで、「過失と因果関係の有無」を巡って原告と被告が争うという観点からのみ議論が行なわれるのである。再発防止のためにどのような改革を医療に加えるかという「前向き」の観点からではなく、賠償責任を誰にどれだけ負わせるかという「後ろ向き」の観点からだけ事実が審理されるのである。個々の訴訟審理に費やされる膨大な労力と経費とが、再発防止とは一切無縁のところで費やされているのだから、これほど無駄な話はない。

訴訟の結果と事実関係の不一致

医療過誤の被害が訴訟でしか救済されない制度の愚の第2は、ハーバード・メディカル・プラクティス・スタディの結果からも明らかなように、訴訟審理の結果が医療過誤を巡る科学的事実関係と必ずしも一致しないということである。實際には過誤がなかったのにもかかわらず過誤があったと判断されたり、その逆に過誤があったのに過誤がなかったと判断されたりするのであるが、訴訟審理の結果と事実関係の不一致が「誤差の範囲」で收まるような軽微なものではなく、乱数表で訴訟の結果を決めて変わらないような「巨大な」不一致であることが問題なのである(ハーバード・メディカル・プラクティス・スタディの結果によると、賠償額の多寡と相關したのは患者の「障害の重さ」だけであったといふ)。

訴訟の結果が「Defensive Medicine」を推奨する

医療過誤の被害が訴訟でしか救済されない制度の愚の第3は、訴訟の結果(=判例)が「Defensive Medicine(保身医療、防衛医療)」という、科学的にはまったく根拠のない医療の実施を奨励していることである。「ある処置・検査を実施する合理的必要はないとわかっていても、実施しておかなければ訴訟になった時に負ける」と、膨大な無駄が医療の現場で日常茶飯に行なわれているのである。無駄だけで済めばまだよいが、「不必要的医療」は当然相応の確率で新たな事故をも生み出しているはずで、医療側は訴訟に負けずに済むかもしれないが、「Defensive Medicine」ゆえに害を被っている患者も存在するはずなのである。

「訴訟を争うという不幸」

愚の第4は、過誤の被害者・家族にとって、その負担が著しく重い制度となっていることがある。過失と因果関係の立証責任が原告側にあるという負担の重さだけでなく、長期に及ぶ訴訟の間に被害者・家族が体験しなければならない心理的・情動的苦痛は測り知れないものがあり、被害者・家族にとって、「医療過誤の2次被害」とも言うべき体験を強いられるのである。医療過誤によって重い障害が残ったり、最愛の家族を失ったりした不幸を体験した上に、「訴訟を争うという不幸」をも強制されなければならないのである。

前回、過誤の被害者家族を代表して全米医療過誤サミットで証言したスザン・シェリダン女史の「訴訟だけが取りうる手段なのでしょうか? 医療過誤の被害者に残された唯一の救済手段が、情報開示を妨げ、医療制度の変化に一切寄与しないものであるということは、まったく逆説的であると言わなければなりません」という言葉を紹介したが、損害賠償請求訴訟を起こさなければ医療過誤の被害が救済されないという愚かな制度は医療そのものを歪めているだけでなく、不幸にして過誤の被害にあった患者・家族に対しても極度の苦痛を強いているのである。

新しい制度の創設を考えるべき時

これまで、この連載では、過誤訴訟制度にともなう数々の無駄と矛盾が集積するとどのような事態が生じるかということを米国の実例で見てきたが、米国医療界は現在深刻な「Malpractice Crisis(医療過誤危機)」に襲われ、医療過誤保険の保険料の高騰が医療へのアクセスそのものを損なうというところまで矛盾が深化してしまっているのである。損害賠償請求訴訟を起こさないと医療過誤の被害が救済されないという愚かな制度を反省・無批判に継続した場合、その果てには現在の米国医療界の姿が待っているのだが、私たちにとって、このような愚かな制度と決別し、医療過誤の被害を救済するまったく新たな制度の創設を真剣に考えるべき時がきているのではないだろうか?

損害賠償請求訴訟に代わる新たな救済制度として筆者が注目しているのは、愛知大学法学部加藤良夫教授が提唱している「医療被害防止・救済センター」構想である。同教授は弁護士として長年医療過誤の被害者の支援を続けてきた経験から、医療事故・過誤についてその原因調査・再発防止策構築と被害の救済を切り離して処理することの無駄と矛盾を痛感され、再発防止と被害救済を一体として扱う「センター」の創設を提唱しておられるのである。この構想について関心のある方は、「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会(仮称)準備室」のホームページ(<http://homepage2.nifty.com/pcmiv/>)を参照されたい。

(この項つづく)

このページへのお問い合わせ／ご意見は shinbun@igaku-shoin.co.jp までお寄せください。

医療事故を市民の目で検討

被害者救済に「陪審制」

医療事故の被害者救済と再発防止を目指す弁護士らのグループが28日、一般市民から選んだ「陪審員」による事故の模擬判定会を、初めて名古屋市内で開いた。参加者たちは慣れないテーブルに戸惑いながらも、提示された事例について様々な角度から意見を述べ合い、解決の道を探った。

名古屋で模擬判定会

主催したのは「『医療被害防止・救済システムの実現をめざす会』」(仮称)準備室。全国の弁護士で作る医療事故情報センターの活動から生まれた。門家の意見を踏まえ、被証明されれば、医療者側の過失の有無に関係なく、特殊法人「医療被害防止・救済センター」の設立を提唱している。厚労省の認可法人に

構想では、事例ごとに被選ばれる陪審チームが専門家の意見を踏まえ、医療行為で被害を受けたと訴えた症例の説明を受け、論議した。



初めて開かれた一般市民参加の医療事故模擬判定会(名古屋市中区丸の内3丁目)

「陪審員」となった40代の女性は「素人が重大な判定をしていいのかと心配だったが、素直に考えて結論を出せば、市民でもできるのではないか」と話した。

「陪審員」となった40

代の女性は「上手な医師がやつたばこを吸う中年男性が心筋梗塞の疑いを指摘された。心臓の血管に管を通して1万人に1人くらいの確率で起こる」と主張。持病で血管がもろく死んでいた可能性があるべきだった」との異論

も。「たゞこは政府が認めている。ペニスモーターを差別するのは間違っている」との指摘も出た。最終的には救済の方向でほぼまとまりた。

準備室代表の加藤良夫弁護士は「真剣な議論だつた。やり方を工夫すれば市民による判定会は十分うまくいく可能性がある」と総括した。

代表呼びかけ人 (敬称略)

〔「医療被害防止・救済センター」構想をベースとした、医療事故防止・被害者救済のための機構の創設に向けた活動の代表呼びかけ人 () 内は2004年3月時点〕

芦 澤 直 文 (東京遞信病院副院長)

稻 垣 克 巳 (医療被害者、「克彦の青春を返して」の著者)

大 熊 由紀子 (元朝日新聞論説委員、大阪大学教授)

久 能 恒 子 (医療過誤原告の会会長、医師)

倉 田 卓 次 (元東京高等裁判所部総括裁判官、弁護士)

黒 田 熱 (元早稲田大学教授、ヒューマンファクター研究所所長)

品 川 信 良 (弘前大学名誉教授)

島 田 康 弘 (名古屋大学大学院医学研究科教授、医療の安全に関する研究会理事長)

高 嶋 妙 子 (日本看護協会職能理事)

寺 尾 俊 彦 (浜松医科大学学長)

中 山 耕 作 (日本病院会会长)

並 木 恒 夫 (日本病理研究所副所長)

唄 孝 一 (元都立大学教授、医事法学者)

藤 井 俊 介 (元全国予防接種被害者の会事務局長)

松 葉 和 久 (名城大学薬学部教授)

森 功 (医療事故調査会代表、医療法人医真会理事長)

柳 田 邦 男 (作家)

吉 田 嘉 宏 (市民グループ医療を良くする会代表)

李 啓 充 (医師、作家)